

事務連絡
令和2年4月27日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その15）

新型コロナウイルスの感染が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、「歯科診療における新型コロナウイルス感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月24日厚生労働省医政局歯科保健課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「4月24日事務連絡」という。（別添参照））において、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等の取扱いについてとりまとめられたこと、及び今般の地域における感染拡大の状況等を踏まえ、電話や情報通信機器を用いた診療を適切に実施する観点から、臨時的な診療報酬の取扱い等について下記のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び保険薬局に対し周知徹底を図られたい。

また、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その4）」（令和2年3月5日厚生労働省保険局医療課事務連絡）は廃止し、本事務連絡をもって代えることとする。

記

1. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施について

新型コロナウイルスの感染が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、4月24日事務連絡1.（1）に規定する初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をする場合には、当該患者の診療について、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定告示」という。）別表第二歯科診療報酬点数表C000 歯科訪問診療料に規定する歯科訪問診療3の185点を算定すること。その際は、4月24日事務連絡における留意点等を踏まえ、適切に診療を行うこと。

また、その際、医薬品の処方を行い、又はファクシミリ等で処方箋情報を送付する場合は、調剤料、処方料、処方箋料、調剤技術基本料、又は薬剤料を算定することができる。

ただし、4月24日事務連絡1.(1)に規定する場合であっても、既に保険医療機関において診療を継続中の患者が、他の疾患について当該保険医療機関において初診があった場合には、電話等再診料を算定すること。

2. 保険薬局において、保険医療機関から送付された処方箋情報に基づき調剤を行い、電話や情報通信機器を用いて服薬指導等を行う場合について

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、4月24日事務連絡2.(1)に基づき調剤を実施した場合、調剤技術料、薬剤料及び特定保険医療材料料を算定することができる。

また、4月24日事務連絡2.(2)に規定する電話や情報通信機器を用いて服薬指導を行った場合、その他の要件を満たせば、薬剤服用歴管理指導料等を算定することができる。

3. 継続的な管理を行っている患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療及び処方を行う場合について

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、電話や情報通信機器を用いた診療を行う以前より、対面診療において診療計画等に基づき療養上の管理を行い、B000-4 歯科疾患管理料又は B002 歯科特定疾患療養管理料を算定していた患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療においても当該計画等に基づく管理等を行う場合は、医学管理として B001-3 歯周病患者画像活用指導料の 10 点及び B004-6-2 歯科治療時医療管理料の 45 点の合計 55 点を月 1 回に限り算定できることとする。

4. 診療報酬の取扱いについて

別添のとおりとする。

以上

(別添)

問1 電話や情報通信機器を用いて初診を行うことが可能であると歯科医師が判断した場合、初診料はどのように算定を行えばよいか。

(答) A000 初診料 1 歯科初診料、2 地域歯科診療支援病院歯科初診料のいずれを算定している保険医療機関であっても、C000 歯科訪問診療 3 (注の加算を含む。) を算定する。

なお、算定した場合には、摘要欄に「コロナ特例」と記載すること。

問2 電話や情報通信機器を用いた診療を行う以前より、対面診療において歯科疾患の療養上の管理を行っている患者に対して電話等再診を行った場合、再診料はどのように算定を行えばよいか。

(答) 施設基準の届出状況に応じて対面診療において医療機関が算定していた A002 再診料 44 点、53 点、73 点をそれぞれ算定する。

なお、算定した場合には、摘要欄に「コロナ特例」と記載すること。

問3 歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療の算定対象は、原則として処方を行ったものか。

(答) そのとおり。

問4 B000-4 歯科疾患管理料、B002 歯科特定疾患療養管理料を算定している定期受診患者に対して、電話等再診で歯科診療を行った場合に、どのような管理料が算定できるか。

(答) いずれの患者に対しても B001-3 歯周病患者画像活用指導料及び B004-6-2 歯科治療時医療管理料の合計 55 点を月 1 回に限り算定する。

なお、B001-3 歯周病患者画像活用指導料については、1 枚撮影したものとして算定する。

問5 B000-4 歯科疾患管理料を算定していた患者で歯周病以外の口腔疾患を管理していた場合においても、B001-3 歯周病患者画像活用指導料を算定してよいか。

(答) 対面診療において療養上の管理を行っている患者に対して電話等再診を行った場合には算定して差し支えない。

問6 口腔内カラー写真を撮影していない場合であっても B001-3 歯周病患者画像活用指導料を算定してよいか。

(答) 対面診療において療養上の管理を行っている患者に対して電話等再診を行った場合には算定して差し支えない。

問7 A000 初診料 1 歯科初診料の注1の施設基準に規定する研修について、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため実施出来ない場合に、当該施設基準の届出を辞退する必要があるか。

(答) 届出を辞退する必要はない。ただし、可能な範囲で実施し、実施できるようになった場合は、速やかに本来予定していた研修を受講する。